





インターネットにより、アンケートを実施しますので簡単に参加できます。また、回答実績により謝金をお支払いします。

募集人員:全国で1000人程度

募集期間:平成30年2月1日(木)~3月9日(金)

詳細は裏面 及び 国土交通行政インターネットモニターホームへ゜ーシ゛https://www.monitor.mlit.go.jp/をご覧下さい。



中国ブロック問い合せ先 国土交通省 中国運輸局 広報対策官 電話082-228-3434



https://www.monitor.mlit.go.jp/

国土交通行政インターネットモニター

■制度の概要

国土交通行政インターネットモニター制度は、広く国民一般を対象として、国土交通行政の課題に関しインターネットの利用による質の高い意見・要望等の聴取を図り、国土交通行政の施策の企画及び立案並びに実施のための参考に資することを目的として、平成16年度から実施している制度である。

1. 募集者数

全国で1,000名程度。(全国を9ブロックに分け、ブロック毎に募集者数を設定)

2. 応募方法

国土交通行政インターネットモニターホームページより応募。 (国土交通省HP内の国土交通行政インターネットモニターサイトURL) https://www.monitor.mlit.go.jp/

3. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上の者で、インターネットを容易に利用できる方。(国会・地方議会の議員、国土交通行政に携わっている常勤の公務員、国土交通省所管の独立行政法人等の役職員及びその同居の親族は除く。)

4. モニターの選定

モニターの選定は、各ブロックの事務局が応募申込書を審査のうえ、各ブロックの都道府県別・性別・年齢別の人口割合等を考慮して行う。モニターは、各ブロックの所属となる。

5. モニターの仕事

- ・国土交通省(本省及びブロック)が提示する「課題」に対して意見書を提出。
- ・国土交通省(本省及びブロック)が提示する「アンケート調査」に対して回答書を提出。
- ・国土交通行政に関してモニター自身が気づいた「随時意見書」を提出することができる。
 - ※モニターから提出された意見書、回答書については、全体の傾向を整理等したうえで公表する。 その際、主要な意見を個人が特定できない属性とともに付記する。
- ・モニター活動の充実のため、SNSのアカウントをお持ちの方は、国土交通省の発信するツイッター・フェイスブック等のSNSをフォローしていただきます。

6. モニターの期間

モニター委嘱の日から当該年度の終了までの期間 平成30年度のモニターの委嘱期間は、委嘱の日から平成31年3月31日まで。

7. モニターへの謝金

平成30年度の上限は一人4千円を予定

※謝金支払は銀行口座への振込のみでの支払いとさせて頂きますのでご了承下さい。